

彦根市おむつ等購入費助成制度について

彦根市では、日常におむつ等を必要とする高齢者の在宅生活を支え、要介護状態等の軽減や悪化を防止することを目的として、おむつ等の購入費の助成を行っています。

・対象者

利用者負担割合が1割の方で①または②に該当する方

①要介護3から要介護5までの認定を受けた方

②要支援1から要介護2までの認定を受けた方で、本人が住民税非課税かつ、介護認定調査における「排尿」「排便」の項目のいずれかが、「見守り等」、「一部介助」または「全介助」の方

ただし、次に該当する場合は除きます

※①②ともにおむつ等購入日に入院や介護保険施設に入所（外泊を含む）している方。ただし、退院日または退所日は対象とします。

※①②ともに介護保険料を滞納している方

・助成対象品目（成人用のおむつに限ります）

- ・紙おむつ（平板型、パンツ型または失禁パット）
- ・失禁パンツ（パンツ型またはオープン型）
- ・おむつカバー（腹巻き型、T字型、パンツ型または全開型）

・1か月当たりの助成額

購入金額… 5,000円 支給額… 4,500円（最大）

・申請方法

「彦根市おむつ等購入費給付等申請書」（両面印刷されたもの）に必要事項を記入し、添付書類とともに彦根市高齢福祉推進課にご提出ください。

添付書類

おむつ等の購入にかかるレシート、領収証（販売店、品名、数量、領収日、金額が記載されているものに限る）または、おむつ等購入代金領収確認書（様式第2号）

※「領収証貼付用紙」に貼付け、購入月ごとの金額をご記載ください。

（裏面もご確認ください →）

・申請時期

原則として4か月分をまとめた上で、翌月末日までに申請書をご提出ください。(事情により以下の期間内に申請ができない場合は、購入日から2年以内に申請いただくことが可能です。)

4月1日～7月31日の購入分	⇒8月中に提出
8月1日～11月30日の購入分	⇒12月中に提出
12月1日～3月31日の購入分	⇒4月中に提出

※注意点※

- ・彦根市おむつ等購入費給付等申請書は、1枚につき4か月分までの申請が可能です。5か月分以上の申請を一度にされる場合は、申請書を複数に分けてください。
- ・申請書の申請額欄に訂正線・訂正印があるもの、修正液・修正テープ・消せるボールペンを用いて記入されたものは受付できません。訂正される場合は、再び新しい申請書にご記入ください。
- ・おむつ等の使用状況報告欄への記入につきまして、3つの項目を選択いただき、入院や施設入所(※ショートステイは含みません。)がある場合は、必ず期間と入院か入所の旨をご記入ください。

《問合せ先》

彦根市高齢福祉推進課介護保険係

〒522-0041

彦根市平田町670番地(彦根市福祉センター)

TEL 0749-23-9660 / FAX 0749-30-9231